

大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組み

1. ガイド推奨の仕組みの基本的考え方

「ガイド推奨の仕組み」としては、講習や試験等による一定基準の審査の合格を受けての「認定制度」、講習の修了等による「登録制度」などがあるが、それぞれの地域におけるガイドの活動実態、利用者からの要望等の状況に応じ、それぞれの地域に適した制度で運用されている。

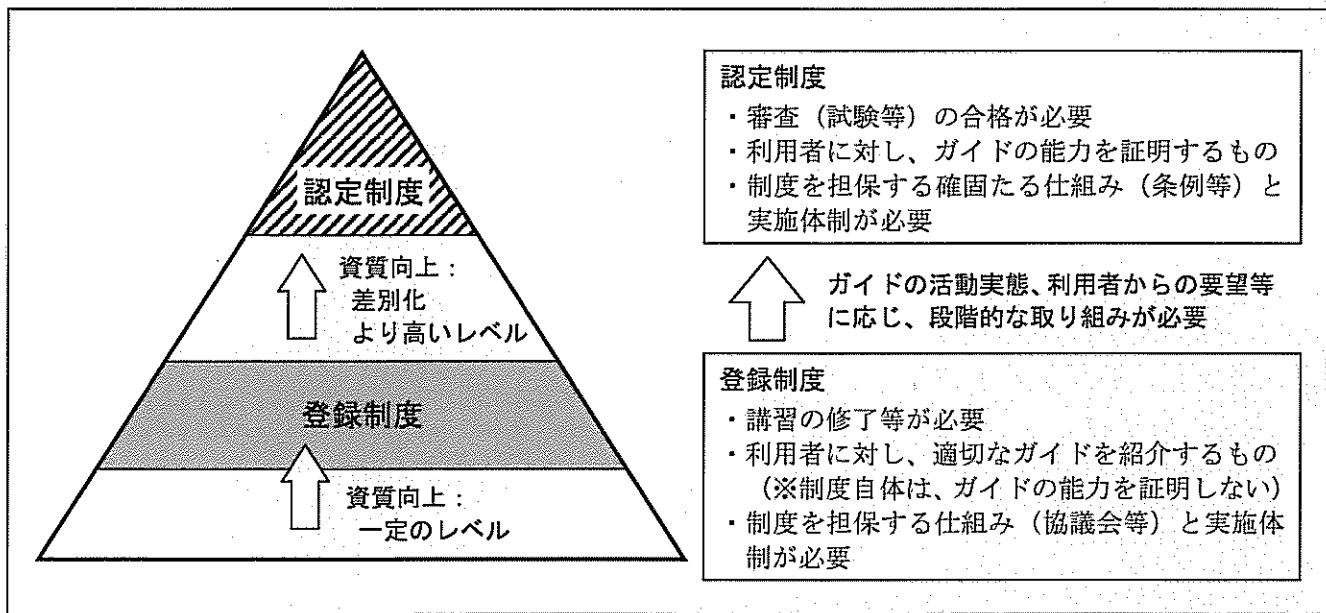


図-1 認定制度と登録制度について（イメージ）

大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みは、以下の理由から、当面「登録制度」により始めることする。

その上で、ガイドの活動実態、利用者からの要望等の状況に応じ、周辺地域を含めた広域的なガイド制度の確立に向けた展開等も視野に入れ、仕組みについて検討する。

当面「登録制度」により開始する理由

- ・「認定制度」を確立するには時間がかかること
⇒条例等の認定制度を担保する仕組みについて検討されていない。
- ・就業ガイドが少ないとこと
⇒制度の導入と並行して、ガイド人材の育成を図る必要がある。
- ・早期に、一定のガイドの質を担保する仕組みを整備し、利用者に適切なガイドを選択するための情報を提供する必要があること
⇒今後、西大台利用調整地区において、大台ヶ原の自然等を熟知しないガイド等が活動し、質の高い利用を提供することができない可能性も危惧される。

2. 大台ヶ原におけるガイド登録制度の仕組み

(1) 大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）の開催

登録機関の事務局は、大台ヶ原において、大台ヶ原ガイド講習プログラム（仮称）（以下ガイド講習プログラムという）を開催する。

(2) 登録の申請

登録を希望するガイドは、ガイド講習プログラムを受講のうえ、必要書類を添えて、登録機関の長に申請する。

(3) 登録の要件

西大台利用調整地区ガイド（通称大台ヶ原ガイド）の登録要件は、ガイド講習プログラムの受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の知識や技術等に基づき定める。

(4) 申請内容の確認

登録機関の長は、登録の申請があった場合、事務局に申請内容の確認を依頼する。事務局は、登録要件に則り申請内容を確認し、登録の適否を判断する。

(5) 登録等

登録機関の長は、事務局の報告を受けてその旨を申請者に通知するとともに、該当する申請者を「西大台利用調整地区ガイド」として登録し、登録証等を交付する。

(6) 登録の公表

登録機関の長は、西大台利用調整地区ガイドの登録をしたときは、当該ガイドの情報を大台ヶ原ガイドを紹介するホームページに登載するなどし、公表を行う。

(7) ガイドの依頼

利用者は、西大台利用調整地区ガイドを紹介するホームページ等によりガイドの情報を閲覧し、目的に適したガイドに直接依頼を行う。

(8) 西大台利用調整地区ガイドとしての活動

西大台利用調整地区ガイドは、各々の責任においてガイド活動を行うとともに、利用者に質の高い自然体験を提供する。

(9) 登録の有効期間

西大台利用調整地区ガイドの質を担保するため、登録の有効期間（3年程度）を定めるものとする。

(10) 登録の抹消

登録機関の長は、西大台利用調整地区ガイドが登録の趣旨に反する行為を行った場合など、その登録を抹消することができるものとする。

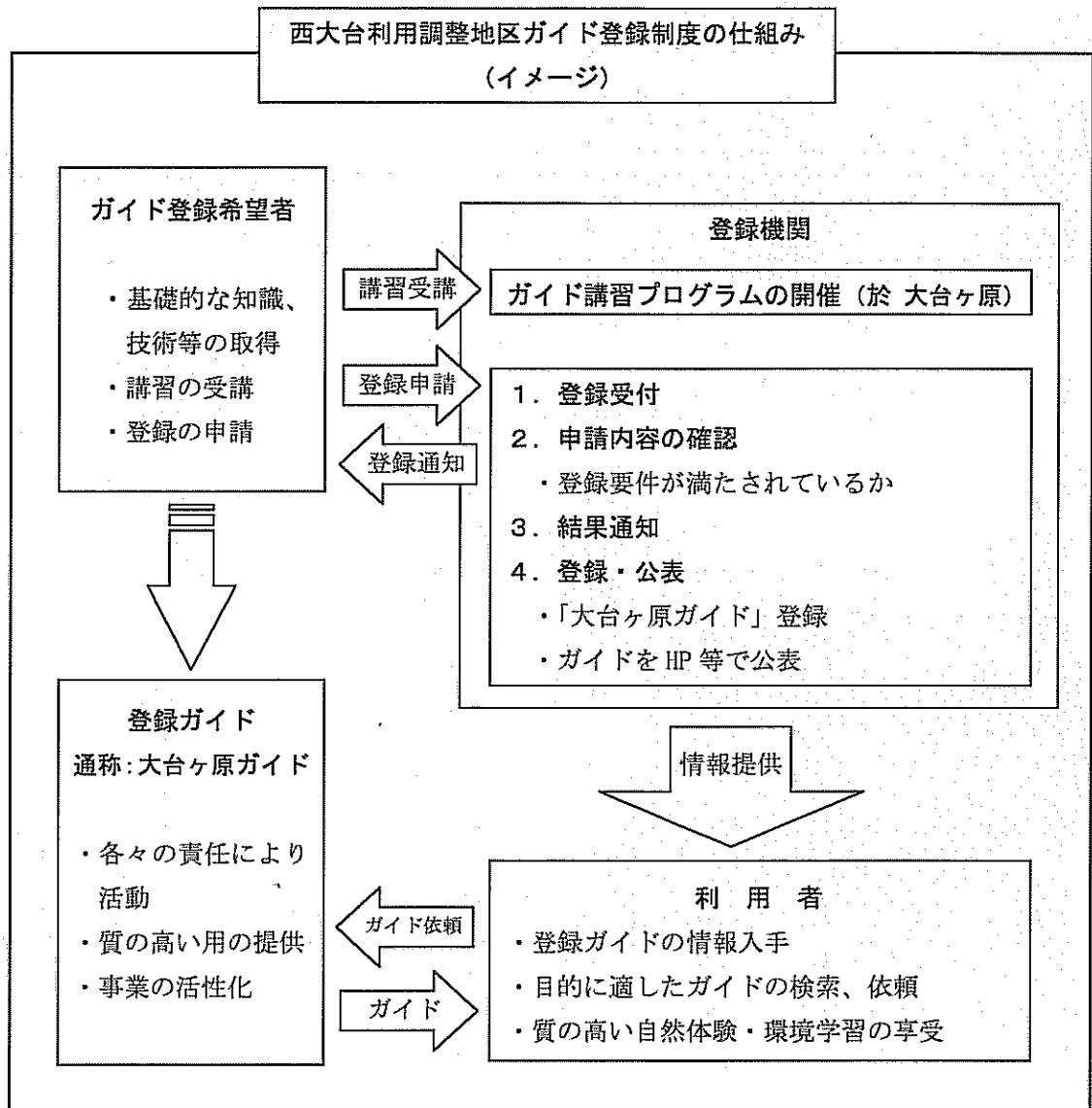


図-2 西大台利用調整地区ガイド登録制度の仕組み（イメージ）

3. 大台ヶ原ガイドの登録要件

(1) 基本的考え方

大台ヶ原ガイドの登録要件は、大台ヶ原ガイドに求められる資質に基づき定める。

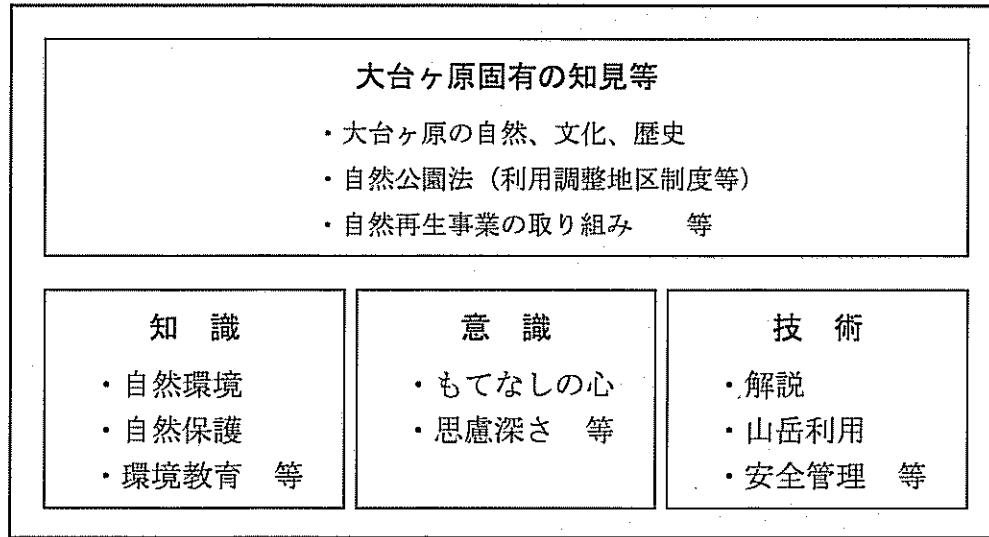
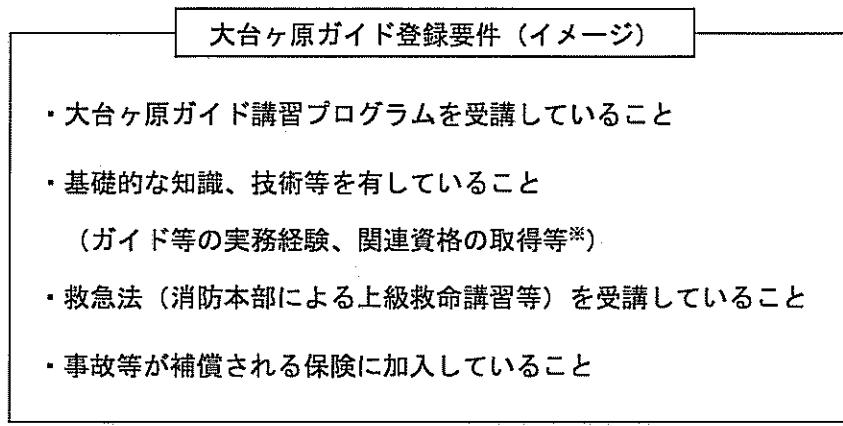


図-3 大台ヶ原ガイド登録要件の基本的考え方

(=大台ヶ原ガイドに求められる資質)

(2) 登録要件

上記(1)を踏まえ、大台ヶ原ガイドの登録要件は、ガイド講習プログラムの受講のほか、大台ヶ原で活動するガイドとして必要な一定の知識や技術等に基づき定める。



※「基礎的な知識、技術等の保有」については、例えば、ガイドや野外環境教育活動等の実務経験を有することや、関連資格の取得状況等をもって判断することになるが、その判断基準は別途定めるものとする。